アジアにおける地域農業振興の道具としてのGIの潜在力：日本とカンボジアの比較から

フォイヤー・ハート

京都大学大学院 農学研究科 生物資源経済学専攻

人々の健康志向に配慮しながら、伝統的な産品を市場経済に乗せ
広く社会に流通させる方法とはいかなるものだろうか？

カンボジア

コットゥルン・ポメロ

ポーサット・オレンジ

コムポンスプー椰子砂糖

カンポット胡椒

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在している。

その他6種類の産品
(fish paste, smoked bamboo rice, fish sauce, fish balls, organic rice, honey pineapple)

日本

八丁味噌

能登志賀ころ柿
市田柿

松阪和牛
但馬和牛・神戸和牛

西尾抹茶

これらの産品の名称を知的財産として登録し、保護する制度が**地理的表示保護制度**である。

このほか2種類の産品(長野市田柿、奈良柿)

GI認証制度の社会的期待と実態を調査

よく名の通った伝統的な特産品

あまりよく知られていない地方の食品

新しい食に関するムーブメント

GI

輸出拡大路線

当該国における国内マーケットのみ

知的財産権保護のみ

GI政策に関する国際比較

	アルコールに関するGI制定	団体商標	農産品に関するGI制定	本場の本物
	1995年	2006年	2015年	2005年
機関	国税庁	経済産業省特許庁	農林水産省	一般財団法人 食品産業センター
ロゴ	-			
登録品の総数	7 品目	631品目 (12 アルコール品目, 81工芸品品目)	73品目（うち食品以外6品目）	46品目
法律	酒税法	商標法	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律	-

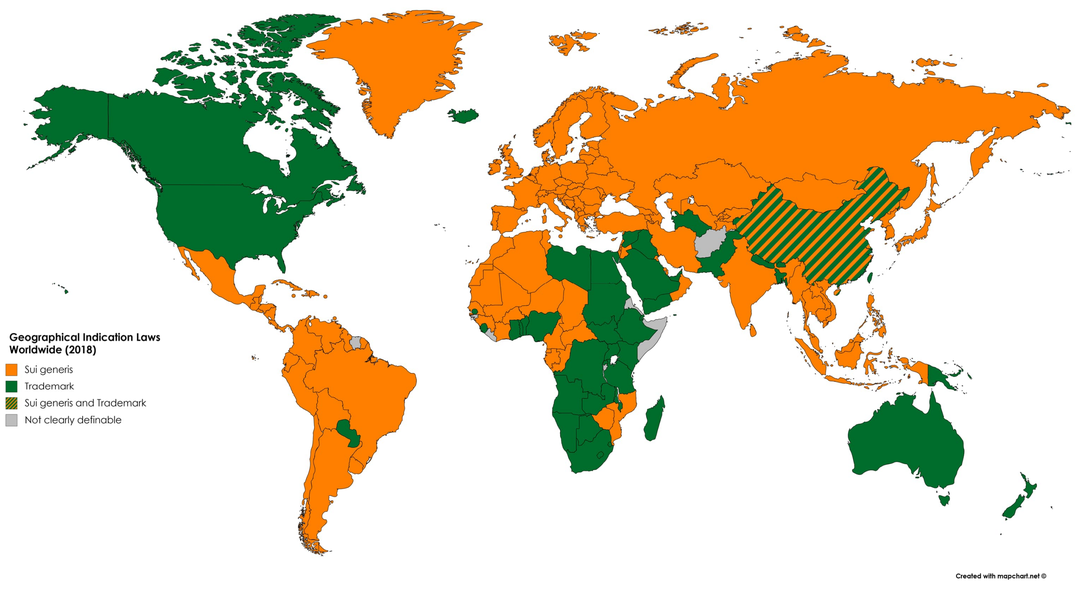

地理的表示制度は、食品の栄養価と文化的重要性を侵すことなく、食と農の持続可能な発展にどのように貢献することができるのか？

日本・カンボジア現地フィールド調査

製造元訪問

流通現場訪問

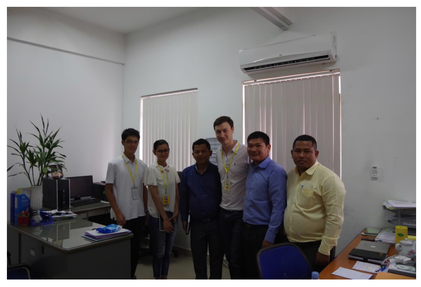
関係省庁訪問

生産者連盟訪問

認証団体訪問

学会発表
東京、プノンペン、ローマ、トリノ、トロント

研究成果

カナダ・トロントの学会「農と食の社会学」地理的表示に関する分科会「食と農の発展と民主化のための手段としての地理的表示制度の役割と重要性」を主催。13人の研究報告。
ハート・フォイヤー「アジアにおけるヨーロッパ型GIの導入とその矛盾」
関根佳恵「地理的表示制度が農業生産者とアグリビジネスのパワーバランスに与える影響－日本の抹茶を事例として—」 → **これらの成果をRoutledge社から2019年出版予定（13章構成）。**

食品の知的財産権を保護し、偽装・模倣問題を遠ざける意味において、アジアの生産者にとってGI登録は「損をする選択肢ではない」と考えられている。消費者側にとっては、GI登録されている製品は信頼度が高い。

GIの利点
- GIは近年、先進国、新興国を問わず世界中に広がっており、少しずつ認知度が高まっている。
- EUおよびWTOによる知的財産権保護によって多額の利益を得ている生産者もいる。
- 生産者が特段マーケティングせずとも、政府の後押しが生産者に利益をもたらしている。

GIの難点
- 大規模生産者と小規模生産者が平等にGI登録によって利益を得られるわけではない。
- 大規模生産者がより多くの利益を得る仕組みになっている。
- 伝統的な製法で作られた特産品が必ずしもGIによって保護されるわけでもない。

新しい潮流
- カンボジアのような新興国では、GI登録によって、いわゆる国内の伝統的な特産品をグローバルマーケットに乗せることができるため、GIを好意的に捉えている。それは、生産者が自己製品にあらためて誇りを持つ契機ともなっている。